

<チェックリスト> ※当該チェックリストも届出と併せて提出してください。

① 届出書様式	チェック
<p>一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（様式第6） ※様式は、環境政策課HPからダウンロードできます。</p>	
② 添付書類等	チェック
<p>土地の形質の変更をしようとする場所の付近見取図及び広域図</p>	
<p>土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図、断面図 ※土地の形質の変更が行われる範囲が明示され、<u>掘削部分と盛土部分が区別して表示</u>されている必要があります。</p>	
<p>土地の所有者等を確認できる書類 ・土地の登記事項証明書の写しその他の当該土地の所有者等の所在地がわかる書面 ・公図の写し（土地の形質変更の場所全体の地番がわかるもの） ※土地の登記簿謄本等は、発行日から概ね3ヶ月以内のものを添付してください。 ※<u>土地の所在地が多数の地番となる場合には、一覧表を作成し、別紙として添付してください。</u></p>	
<p>※<u>土地の形質の変更をしようとする者が届出に係る土地の所有者等でない場合、土地の所有者等に当該届出及び法第4条第3項の命令が発出される可能性について、十分な説明を行うこと。</u> ※土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあると判断される場合には、土地の所有者等（形質の変更に係る土地のうち掘削部分に係るものに限る。）に対して、<u>土壤汚染状況調査等の命令が発出されることから、当該命令等が発出された際に、土地の所有者等とのトラブルを避けるためにも、事前に土壤汚染が確認された場合等の対応について、十分な説明を行ってください。</u></p>	
<p>※ <u>現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場等の敷地の場合</u></p> <p>以下を明らかにした図面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害物質使用特定施設の設置場所 ・現に有害物質使用特定施設が設置されている工場・事業場の敷地である土地 ・有害物質使用特定施設が設置されていた工場若又は事業場の敷地であった土地 ・特定有害物質を含む排水が流れる可能性のある排水経路 	

※ また、届出の際、土地の所有者の全員の同意を得て、先行して指定調査機関による土壤汚染状況調査を実施し、届出と併せて調査結果を報告（規則第25条の3。様式第7）することができます。この報告において調査方法や結果に不備がない場合等は調査命令の対象となりません。